

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 34 号
提出時期	令和 4 年 9 月 ( 定例会 ・ 臨時会 )		
案件名	埜町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和 4 年 4 月 1 日に施行されたことにより、埜町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の課税免除期限等を改正する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            地方活力向上地域における企業活動の促進を図るため、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業等が、一定要件を満たす固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得した場合、条例により固定資産税の課税免除を適用しているが、新設又は増設された施設等の取得の際に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税の期間を令和 6 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するとともに、課税免除の対象となる固定資産の取得期間を 1 年間延長するものであります。</p> <p><b>【施行期日】</b>            公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用となります。            適用日の前に設備を、新設又は増設した場合の固定資産税は、従前の例によることとなります。</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 35 号
提出時期	令和 4 年 9 月 ( 定例会 ・ 臨時会 )		
案件名	埴町高齢者等共同住宅設置条例の一部を改正する条例の制定 について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b> 埴町高齢者等共同住宅を有効に利活用するため、対象事業を追加し、町民福祉の向上を図るために、条例の一部を改正するものがあります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 第 3 条の「事業」に、以下、2 件の事業を追加するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者の社会復帰及び自立に向けた支援事業。</li> <li>・ DV等避難者又はそのおそれがある者の一時滞在事業。</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日から施行します。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 36 号
提出時期	令和 4 年 9 月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）に地方公営企業法を適用するため、所要の改正を行うとともに、条例の整備をするものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道事業を設置する。</li> <li>2. 下水道事業に地方公営企業法の全部を適用する。</li> <li>3. 下水道事業の経営の規模について定める。</li> <li>4. 埜町浄化センター設置条例等を廃止する。</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>            令和 5 年 4 月 1 日から施行します。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 37 号
提出時期	令和 4 年 9 月 ( 定例会 ・ 臨時会 )		
案件名	令和 4 年度 埴町一般会計補正予算 ( 第 3 号 )		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            本予算は、歳入で町税・地方特例交付金・地方交付税・国庫支出金・県支出金・繰入金・繰越金・諸収入・町債を、歳出で議会費・総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費・公債費を補正するものです。            歳入歳出それぞれ 197,765 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 7,596,694 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 38 号
提出時期	令和 4 年 9 月 ( 定例会 ・ 臨時会 )		
案件名	令和 4 年度 埴町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            本予算は、歳入で県支出金・繰入金・繰越金・諸収入を、歳出で総務費・保健事業費・基金積立金・諸支出金を、補正するものです。            歳入歳出それぞれ 30, 825 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 962, 328 千円とするものです。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 39 号
提出時期	令和 4 年 9 月 ( 定例会 ・ 臨時会 )		
案件名	令和 4 年度 埜町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埜町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            本予算は、歳入で繰入金・繰越金を、歳出で総務費を補正するものです。            歳入歳出それぞれ 10 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 237, 054 千円とするものです。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 40 号
提出時期	令和 4 年 9 月 ( 定例会 ・ 臨時会 )		
案件名	令和 4 年度 埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            本予算は、歳入で繰入金・繰越金を、歳出で総務費・事業費を補正するものです。            歳入歳出それぞれ 7,095 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 267,848 千円とするものです。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 41 号
提出時期	令和 4 年 9 月 ( 定例会 ・ 臨時会 )		
案件名	令和 4 年度 埴町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            本予算は、歳入で国庫支出金・県支出金・繰入金・繰越金を、歳出で総務費・保険給付費・基金積立金・諸支出金を補正するものです。            歳入歳出それぞれ 8,299 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1,209,857 千円とするものです。</p>		
担当課	健康福祉課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定</span> ・同意・報告	番号	第1号～第6号																																										
提出時期	令和4年9月（ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">定例会</span> ・臨時会）																																												
案件名	令和3年度 埴町一般会計歳入歳出決算 令和3年度 埴町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 令和3年度 埴町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算 令和3年度 埴町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 令和3年度 埴町介護保険特別会計歳入歳出決算 令和3年度 埴町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について																																												
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>                  地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度埴町一般会計及び埴町各特別会計の決算を、監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>                  令和3年度 会計別 決算総括表 <span style="float: right;">（単位：円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">会計別</th> <th style="width: 15%;">歳入総額</th> <th style="width: 15%;">歳出総額</th> <th style="width: 15%;">差引額</th> <th style="width: 15%;">繰越額</th> <th style="width: 15%;">実質収支額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>7,585,920,106</td> <td>7,382,319,127</td> <td>203,600,979</td> <td>66,453,000</td> <td>137,147,979</td> </tr> <tr> <td>国保特会</td> <td>976,655,404</td> <td>946,155,916</td> <td>30,499,488</td> <td>0</td> <td>30,499,488</td> </tr> <tr> <td>農排特会</td> <td>168,381,193</td> <td>168,209,821</td> <td>171,372</td> <td>0</td> <td>171,372</td> </tr> <tr> <td>下水特会</td> <td>235,381,214</td> <td>235,112,735</td> <td>268,479</td> <td>0</td> <td>268,479</td> </tr> <tr> <td>介護特会</td> <td>1,167,274,272</td> <td>1,124,448,001</td> <td>42,826,271</td> <td>0</td> <td>42,826,271</td> </tr> <tr> <td>後期特会</td> <td>111,767,166</td> <td>111,604,086</td> <td>163,080</td> <td>0</td> <td>163,080</td> </tr> </tbody> </table>			会計別	歳入総額	歳出総額	差引額	繰越額	実質収支額	一般会計	7,585,920,106	7,382,319,127	203,600,979	66,453,000	137,147,979	国保特会	976,655,404	946,155,916	30,499,488	0	30,499,488	農排特会	168,381,193	168,209,821	171,372	0	171,372	下水特会	235,381,214	235,112,735	268,479	0	268,479	介護特会	1,167,274,272	1,124,448,001	42,826,271	0	42,826,271	後期特会	111,767,166	111,604,086	163,080	0	163,080
会計別	歳入総額	歳出総額	差引額	繰越額	実質収支額																																								
一般会計	7,585,920,106	7,382,319,127	203,600,979	66,453,000	137,147,979																																								
国保特会	976,655,404	946,155,916	30,499,488	0	30,499,488																																								
農排特会	168,381,193	168,209,821	171,372	0	171,372																																								
下水特会	235,381,214	235,112,735	268,479	0	268,479																																								
介護特会	1,167,274,272	1,124,448,001	42,826,271	0	42,826,271																																								
後期特会	111,767,166	111,604,086	163,080	0	163,080																																								
担当課	総務課、健康福祉課、生活環境課																																												

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定</span> ・同意・報告	番号	第7号																							
提出時期	令和4年9月（ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">定例会</span> ・臨時会）																									
案件名	令和3年度 埴町上水道事業会計決算の認定について																									
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度埴町上水道事業会計の決算を、監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            令和3年度 埴町上水道事業決算            ①収益的収入及び支出</p>																									
	<p>・収入 <span style="float: right;">(単位：円)</span></p>																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">予算額</th> <th style="width: 15%;">決算額</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1款 水道事業収益</td> <td>264,046,000</td> <td>266,751,888</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  第1項 営業収益</td> <td>107,855,000</td> <td>109,373,244</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  第2項 営業外収益</td> <td>156,190,000</td> <td>157,378,523</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  第3項 特別利益</td> <td>1,000</td> <td>121</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	予算額	決算額	備 考	第1款 水道事業収益	264,046,000	266,751,888		第1項 営業収益	107,855,000	109,373,244		第2項 営業外収益	156,190,000	157,378,523		第3項 特別利益	1,000	121				
	区 分	予算額	決算額	備 考																						
	第1款 水道事業収益	264,046,000	266,751,888																							
	第1項 営業収益	107,855,000	109,373,244																							
	第2項 営業外収益	156,190,000	157,378,523																							
	第3項 特別利益	1,000	121																							
	<p>・支出 <span style="float: right;">(単位：円)</span></p>																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">予算額</th> <th style="width: 15%;">決算額</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1款 水道事業費用</td> <td>252,651,000</td> <td>240,590,379</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  第1項 営業費用</td> <td>235,826,000</td> <td>224,316,883</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  第2項 営業外費用</td> <td>16,274,000</td> <td>16,272,176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  第3項 特別損失</td> <td>51,000</td> <td>1,320</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  第4項 予備費</td> <td>500,000</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	予算額	決算額	備 考	第1款 水道事業費用	252,651,000	240,590,379		第1項 営業費用	235,826,000	224,316,883		第2項 営業外費用	16,274,000	16,272,176		第3項 特別損失	51,000	1,320		第4項 予備費	500,000	0
区 分	予算額	決算額	備 考																							
第1款 水道事業費用	252,651,000	240,590,379																								
第1項 営業費用	235,826,000	224,316,883																								
第2項 営業外費用	16,274,000	16,272,176																								
第3項 特別損失	51,000	1,320																								
第4項 予備費	500,000	0																								
<p>・当年度純利益は、24,378,853円となっております。</p>																										

②資本的收入及び支出

・収入

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
第1款 資本的收入	5,700,000	4,422,000	
第1項 企業債	4,500,000	3,300,000	
第2項 国庫補助金	0	0	
第3項 他会計負担金	1,200,000	1,122,000	

・支出

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
第1款 資本的支出	97,218,000	93,202,564	
第1項 建設改良費	28,685,000	24,670,284	
第2項 企業債償還金	68,533,000	68,532,280	

担当課

生活環境課

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・ <b>報告</b>	番号	第4号
提出時期	令和4年9月（ <b>定例会</b> ・臨時会）		
案件名	健全化判断比率について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率を、監査委員の意見を付して、議会に報告するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            健全化判断比率の各数値は、いずれも早期健全化基準の数値を下回っております。</p>		
	区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
	実質赤字比率	—	15.0
	連結実質赤字比率	—	20.0
	実質公債費比率	9.3	25.0
	将来負担比率	12.3	350.0
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・ <b>報告</b>	番号	第5号
提出時期	令和4年9月（ <b>定例会</b> ・臨時会）		
案件名	資金不足比率について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>                  地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率を、監査委員の意見を付して、議会に報告するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>                  今回、報告をいたします何れの会計におきましても、資金不足は発生しておりません。</p>		
	会 計 の 名 称	資金不足率	経営健全化基準
	埴町農業集落排水処理事業特別会計	—	20.0
	埴町公共下水道事業特別会計	—	20.0
埴町上水道事業会計	—	20.0	
担当課	総務課		